

令和3年

第3回定例会

会議録

令和3年9月14日

令和3年第3回 江差町議会定例会  
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和3年9月14日(火) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
〔議長 諸般の報告〕  
日程第 3 閉会中の継続調査の申し出について  
〔町長 行政報告〕  
日程第 4 一般質問  
日程第 5 報告第 1号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について  
日程第 6 認定第 1号 令和2年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 7 認定第 2号 令和2年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 8 認定第 3号 令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 9 認定第 4号 令和2年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 10 認定第 5号 令和2年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 11 認定第 6号 令和2年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 12 認定第 7号 令和2年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 13 認定第 8号 令和2年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 14 認定第 9号 令和2年度江差町水道事業会計決算の認定について  
日程第 15 議案第 1号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について  
日程第 16 議案第 2号 江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について  
日程第 17 議案第 5号 江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 18 議案第 10号 江差町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について  
日程第 19 議案第 3号 江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第20	議案第4号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第6号	令和3年度江差町一般会計補正予算(第8号)について
日程第22	議案第11号	令和3年度江差町一般会計補正予算(第9号)について
日程第23	議案第12号	令和3年度江差町一般会計補正予算(第10号)について
日程第24	議案第7号	令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について
日程第25	議案第8号	令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
日程第26	議案第9号	権利の放棄について
日程第27	同意第1号	教育委員会委員に任命について
日程第28	発議第1号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の提出について
日程第29	発議第2号	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について
日程第30	発議第3号	「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める意見書の提出について
日程第31	発議第4号	特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出について
日程第32	発議第5号	「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の提出について
日程第33	発議第6号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
日程第34	発議第7号	適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書の提出について
日程第35	発議第8号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
日程第36	発議第9号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
日程第37	発議第10号	かもめ島周辺の拠点化に関する事務調査について
日程第38	発議第11号	学校施設整備に関する事務調査について

◎ 出席議員（11名）

議	長	打越東	夫
副	議	萩原	徹
議	員	薄木	晴午
〃		飯田	隆一
〃		室井	正行
〃		塚本	眞
〃		西海	谷望
〃		小梅	洋子
〃		小林	くにこ
〃		出崎	太郎
〃		大門	和幸

◎ 欠席説明者

議	員	小野寺	真
---	---	-----	---

◎ 出席説明者

町	長	照井	誉之介
副	町	田畑	明
教	育	太田	誠
総	務	中川	智
まちづくり	推進課	尾山	徹
まちづくり	推進	長尾	恵一
財	政	斉藤	敏己
税	務	西海	谷靖
町	民	竹内	強
健	康	白鳥	智子
産	業	出崎	雄司
追	分	畑	竜哉
建	設	岸田	雄治
高	齡	三好	康彦
出	納	岸田	真由美
学	校	岸田	礼治
社	会	安田	克臣
総	務	宮津	宗介

（議会事務局）

局	長	梅川	年代
書	記	森	直彦

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和3年第3回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、3番小林議員、5番西海谷議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

(議長)

はい。室井委員長。

「室井委員長」(委員会報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

それでは、令和3年9月定例会について、議会運営委員会から報告を申し上げます。

当委員会は、8月30日、9月6日の2日間委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議いたしました。

今定例会の議案、一般質問などについては、お手元に配布のとおりでございます。報告書のとおりでございます。

会期の日程は、9月14日、本日1日といたしました。

一般質問については、これまでと同様に一問一答方式とし、質問の回数は、再再質問まで認められます。質問の時間については、従来どおり答弁を含め60分の時間制としております。

また、質問、答弁については、議員は1回目の質問から自席で、理事者は1回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は、自席で行うことといたしました。

理事者においては、議員からの質問に対して議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外といたします。

また、一般質問や議案などの質疑で、感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制になっております。このため通告した質問、趣旨以外の質疑は、厳に慎むようお願い申し上げます。

理事者の議案説明についても、既に全員協議会などで説明している箇所については、簡潔明瞭にするなど感染症予防対策のために協力をお願い申し上げます。

北海道においても緊急事態宣言が今月末まで延長されましたが、感染拡大防止の基本は変わりません。議員、理事者を含め本議会の運営に対し、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会としての協議した結果を報告いたします。

以上。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については、本日1日といたします。

一般質問については一問一答方式で、質疑については自席で行い、答弁については、1回目は演題で、再質問以降は自席で行うこととし、質疑の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うことといたします。

また、理事者においては議員からの質問に対し、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染対策として、説明質疑及び審議にあたっては、可能な限り時間短縮に努め、迅速な議会運営を図りますのでご協力をお願いいたします。

また、議場内の換気のため、出入り口のドアを開口しております。ご協力をお願いいたします。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

(議長)

次に、日程第3、閉会中の継続調査の申し出について、議題といたします。

各常任委員会及び各特別委員会から会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (行政報告)

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてでございます。

高齢者の方々の優先接種は7月28日をもって終了とし、8月4日から64歳以下の方々の集団接種を開始しております。

接種状況でございますが、9月10日現在、12歳以上の全対象者6,856名のうち、1回目の接種数は5,703名で83.2%、2回目が5,259名で76.7%が接種を終えております。64歳以下の集団接種につきましては、10月8日で完了する見込みとなっておりますので、ご報告申し上げます。

次に、公立大学法人公立はこだて未来大学との連携事業に関する協定締結について、ご報告申し上げます。

町と公立大学法人公立はこだて未来大学は、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成発展に寄与することを目的に、令和3年8月24日調印式を行い連携事業に関する協定を締結いたしました。

連携事業の内容につきましては、大きく5つの項目を掲げているところであり、1つ目は地域の交通に関すること。2つ目は情報技術の活用に関すること。3つ目は地域振興地域課題の解決に関すること。4つ目は教育の推進人材育成に関すること。5つ目はただ今申しあげました4つの項目に掲げるものの他、本協定の目的達成のために必要な事業に関することとございます。

現在、町では地域公共交通計画の策定に取り組んでおり、連携内容につきましては、地域公共交通に関する分野をメインに、大学側の知見を活用した取り組みを行って参ります。

次に、元山地区江差風力発電所、風車の更新に関する情報提供についてでございます。

元山地区の江差風力発電所に関して、事業者より風車更新の概要と経営体の変更について説明がありましたので、ご報告させていただきます。

まず、風車の建て替えにつきましては、総出力の最大21メガワットは変更せずに、1基当たり4.2メガワットの風車5基を設置し、令和4年12月運転開始を目指して工事に着手する方針とのことです。

また、発電所の経営につきましては、これまで経営してきた江差ウインドパワー株式会社から電源開発株式会社の子会社などが共同で出資する江差グリーンエネルギー株式会社へ事業資産が継承され、令和3年7月から新会社による経営となっておりますことを情報提供させていただきます。

次に、災害時における避難所等施設利用に関する協定について、ご報告申し上げます。

社会福祉法人あすなろ福社会理事長、樋口英俊氏より、豊川町にある同会本部4階の一部を避難所として提供したい旨の打診があり、去る6月25日同会本部で協定を締結したところでございます。

避難所として4階に配置された旧教室4室、講堂などを避難所として利用できるようになったところであり、豊川、新栄、愛宕町地区からの避難者受け入れを想定してございます。

ここ最近の異常気象や新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、災害時には、より多くの避難所が求められており、民間施設と協定できたことに感謝を申し上げるとともに、有効に活用させていただきたいと考えております。

現時点で1施設が増えたことにより、町内の指定避難所は、50箇所となったことをご報告申し上げます。

最後に、寄附採納について、ご報告申し上げます。

令和3年8月25日、江差町字水堀町6番地2、合同会社ユーラス江差風力代表社員株式会社ユーラスエネルギーホールディングス執務執行者、高瀬達秀様より、現金190



万円のご寄附がございました。同社は、各発電所がある全国の自治体に地域振興のためにと寄附を行っており、当町も平成27年度から毎年ご寄附頂いております。ご寄附の用途につきましては、町立小中学校児童生徒が使用するスキー用具整備に活用させていただきます。

次に、令和3年8月26日、江差町字砂川11番地3、株式会社北辰運輸代表取締役矢原幸康様より、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、スポーツ大会などの活動が制限されている子どもたちを元気づけるために、小学生のスポーツ振興の充実に役立てて頂きたいと現金100万円のご寄附がございました。ご寄附頂いた現金100万円につきましては、小学生スポーツ団体への支援に活用させていただきます。

最後に、令和3年9月9日、江差経済同友会会長、小笠原弘様より、幼児園児の情操教育の進展のためにと、現金100万円のご寄附がございました。ご寄附頂きました現金100万円につきましては、町立保育園3園並びに認定こども園江差幼稚園での室内遊具の購入を予定しております。新型コロナウイルス感染防止対策により、日常生活が制限される中で園児のストレス解消に役立つものであり、思いっきり遊ぶことができるものと考えております。

以上、ご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第4、一般質問に。

「飯田議員」

議長。議事進行。

(議長)

はい。

飯田議員。

「飯田議員」

これまでの先例ではですね、行政報告に対して質疑はなしという申し合わせがありましたけれども、ただ今の町長の行政報告の中に、私の認識では、事実とちょっと違うんではないかという部分がありますので、確認をさせていただきます。

宜しいですか。

(議長)

はい。どうぞ。

「飯田議員」

ただ今、議長の許可を頂きました。

4番目の災害時における避難所等施設利用に関する協定についてであります。

これ最後にですね、社会福祉法人あすなろ福社会新理事長、樋口英俊様より、豊川町にある同会本部4階の1部を避難所として提供したい旨の打診があったと。ということは、相手方から打診があって町がそれに応じたという、こういう解釈で宜しいんですか。

私もこれに関わった人間として、町の方から要請をして、相手方あすなろ学園さんが受けたというふうな認識がありますけれども、ここは大事なところですからね、間違いないのなような答弁を頂きたいと思います。

(議長)

はい。

(「暫時休憩」の声)

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

暫時休憩。

(議長)

暫時休憩。

休憩 10 : 13

再開 10 : 17

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

(議長)

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問はお手元に配布のとおり、7名の議員から通告がありました。

通告順に従って順次これを許可します。

まず、西海谷議員の発言を許可いたします。

「西海谷議員」

議長。

(議長)

西海谷議員。

「西海谷議員」

本定例会におきまして、3問の質問をさせていただきます。

まず1問目。中歌町九艘川公園と土蔵トイレの再活用につきまして、ご質問させていただきます。

中歌町九艘川公園につきましては、既に令和元年度から、九艘川公園魅力化プロジェクトを立ち上げまして、ワークショップを開催するなど、活用策に向けました取り組みを進めていると承知しております。

まず1点目は、そのプロジェクトの今後の方向性について伺いたいと思っております。

また、休止している土蔵トイレの再活用は、今後考えているのか。

この二つにつきましてお伺いいたしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

(議長)

町長。

「町長」

西海谷議員からのご質問にご答弁申し上げます。

九艘川公園につきましては、議員ご案内のとおり、花によるまちづくりの一環として、九艘川公園をフィールドに、令和元年度には4回のワークショップを開催し、その中で出された意見を参考に、昨年度については、実際に現地での公園樹木の剪定作業やクリスマスオーナメントの製作、飾付など、中歌町内会の方々を中心にご参加をいただきまして取り組んできたところでございます。

今年度につきましては、公園内での花壇整備を検討しているところであり、現在、フラワーマスターの会など、関係団体と協議を重ねているところでございます。

今後につきましても、地域の皆さんが憩いの場として集え、日常的に利用いただける公園となるよう、役場内関係課の横断的な連携を図りながら取り組んでまいります。

また、現在使用を休止している土蔵トイレに関するご質問ですが、議員ご案内のとおり、この土蔵トイレは、丘の道関連整備として九艘川公園や駐車場などとともに整備され、平成3年度に竣工いたしました。

しかし、平成13年度に町会所会館が整備され、観光客も含め、誰でも利用できるトイレも整備されたことから、近い距離にあります土蔵トイレは平成17年10月で閉鎖をしたところではございます。

再活用というところについてですが、立地場所もよく、利便性が高い町会所のトイレ

のほかにもう1か所トイレ開設することは、コスト面から考えても非効率であることから、トイレとしては再開しないこととしておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

西海谷議員。

「西海谷議員」

再質問いたします。

さきほど答弁の中でですね、プロジェクトの方につきましては、中歌町民の方中心ということのお答えがありました。やはり私はですね、この九艘川公園、地域の皆さんが主体にならなければですね、やはりこれは活かされないなと思っております。

そして、この公園をですね、もっと活用させるためには、本当に地域との関わりをどのように持つかということが大切だと思っております。

地域の皆さんが関わることによって、魅力のある地域の間としてのですね、利活用それから再活性になると考えておるわけでございます。

土蔵トイレについてもですね、同様でございます。

トイレとして利用する、使用する見込みが無いのであれば、地域の皆さんと再利用策について検討してみたらいかがかと思っております。

是非検討をお願いしたいと、改めて町長の見解を伺いたいと思っております。

(議長)

はい、副町長。

「副町長」

再質問頂きましたけども、本当に町としても今、あそこの公園を整備をして、地域の方々の参画を得ながら今、やってるわけでありまして。

私も先日、実はあの公園にちょっと足を運ばせて全体をちょっと見ました。

現在、土蔵トイレについては、ちょっと、蔦がはってる状況でございますけども、トイレとしての活用は、町長が答弁した内容のとおりでございますけども、やはり地域に活かされた公園になるためにですね、ちょっと地域の声というか、そういったところも含めて、こういった利活用があるけど、こうすることでまたあの公園がこういう形で地域で維持管理に、少しでも前に進めるような状況が生まれるのであればですね、それも町としても検討してみたい。そのように思いますので、よろしく申し上げます。

(議長)

いいですね。

2問目ですか。

「西海谷議員」

はい、2問目したいと思います。

公立はこだて未来大学との連携協定につきまして、ご質問させていただきます。

これまでに平成28年に、北海道教育大学函館校、昨年につきましてはサツドラホールディングスとそれぞれ連携協定を締結しております。

そして、町づくりを推進しているわけであります。

先ほど、町長の行政報告と重なると思いますけれども、今回の公立はこだて未来大学との連携でどのようなことを町づくりに活かしていくのか、改めてお伺いしたいと思っております。

(議長)

町長。

「町長」

西海谷議員からの2問目、公立はこだて未来大学との連携協定について、ご答弁申し上げます。

先ほど行政報告もさせていただきましたが、公立大学法人公立はこだて未来大学との連携事業に関する協定につきましては、去る8月24日、調印式を行いました。

本協定は、両者が連携事業を通して、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することを目的としているもので、江差町としては、同大学が研究している情報技術や人工知能の技術を活用しながら、住民生活の向上や地域格差を是正する取り組みを期待しているところです。

両者での取り組みのスタートとしては、町が来年度にかけて策定することとしている地域公共交通計画において、同大学の知見による支援を受けながら、より利便性が高く、効率的な運行体系を目指した取り組みを進めることで協議を進めています。

議員の質問要旨にもございますが、江差町は北海道教育大学函館校、サツドラホールディングス株式会社とも連携協定を締結しており、多岐に渡る江差町の課題について、少しでも改善できるように、それぞれの相手方の強みを活かしながら、事業展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい。西海谷議員。

「西海谷議員」

はい、了解いたしました。

それでは3問目に入りたいと思います。

財政基盤強化の取り組みにつきまして、ご質問させていただきます。

財政基盤の強化は、常に町政を進めるうえで考えなければならないと思っております。

その上で、本年あえて、財政強化担当職員を配置した理由と、その効果をどう期待しているのかお伺いしたいと思います。

もう一点、財政強化におきまして、ふるさと納税、企業版ふるさと納税制度の活用は、非常に有効と考えております。

その取り組みについてお伺いしたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

西海谷議員の3問目、財政基盤強化に関しての2点のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の財政基盤強化担当職員を配置した理由と効果についてでございますが、決算書あるいは決算資料などで議員の皆さまは既にご承知のこととは思いますが、近年の財政状況を見ますと、歳入において財政調整基金の取り崩しによって予算を編成している状況です。

財政の健全化度を表す指標のうちの一つである実質公債費比率は15%台で推移しているものの、前述したとおりこの数年は財政調整基金に依存する財政状況となっており、私はこのままではいずれ基金が枯渇し、予算編成もままならないような事態に陥るのではないかとこのことを危惧しています。

また、毎年度の予算編成を通じて感じていましたが、単年度の予算をとりあえず組むことに重点がおかれており、長期的な視点からの編成となっていなかったことから、課題を先送りせずに、先々を見据えた予算編成ができないかと考えておりました。

そのため、財政基盤の強化に取り組んでいかなければならないと思ったところですが、議員ご案内のとおり、財政部署においては、予算編成事務や決算及び決算統計事務、地方交付税算定事務、健全化判断比率の算定、起債借り入れ事務など、ほぼ1年を通じて限られた期間に集中的に業務をこなしているほか、年間でおよそ3万5,000枚にもなる伝票を、日々処理をしている部署であります。

ことに、本年度は78施設の公共施設個別管理計画の策定業務もこなさなければならず、その上さらに財政基盤強化の取り組みをこれまでの職員体制で担わせるのは負担が大きいと考えたため、過去にも財政係を経験し財政に明るい職員を財政基盤強化担当として配置し、財政基盤強化の取り組みに重点的かつ専属的に取り組んでもらうこととしたというのが、その理由でございます。

また、効果をどう期待しているかということですが、中期的な財政収支の見通しや事務事業及び補助金の見直しを始めとして、公用車の配置台数の見直しや財源確保対策の検討など、収支の改善や基金への依存度合いが低い財政運営が可能となるよう、基盤強

化策をまとめてくれるよう期待しているところであり、現在、職員がまとめたたたき台を私と副町長も交え、8月までの間で延べ8回16時間にわたって協議を行なってきたところでもあります。

今後、2か月程度で成案へとまとめていく予定であり、成案がまとまりましたら、議員の皆さまへもその内容を説明する機会を設けることとしておりますので、ご理解をお願いします。

次に2点目の財政基盤強化におけるふるさと納税、企業版ふるさと納税の取り組みについてのご質問でございます。

ふるさと納税は昨年度の決算額でおおよそ5,500万円、累計では2億8,800万円余りとなっております、貴重な収入源となっております。

そのため、町としてはさらに寄附額が上積みできるよう、ふるさと納税専門員を配置したところでもあります。

専門員は4月着任以降、インターネット上でふるさと納税を取り扱うポータルサイトでの掲載を1つ増やして4つにし、自由に返礼品をアピールできるページでのPRなどを実施してきました。

また、来年2月にはポータルサイト上に長期間の広告をはじめて実施する予定としています。

返礼品に関しましては、町内の事業者と新たな返礼品の開拓を行っており、4月以降、本マスや災害備蓄食料品を加えるなど、ふるさと納税の確保のために精力的に業務を推進しております。

また、財政基盤強化の取り組みとしても、先ほど述べました事務事業の見直しなどのほかに、ふるさと納税のさらなる増額対策も検討するよう指示をしているところでございます。

企業版ふるさと納税については、平成28年度に創設された制度で、実績といたしましては、平成30年度に札幌市の設計コンサルタント企業から250万円の寄附1件にとどまっておりますが、先般、函館の自動車販売企業から寄附の申し出を受け付けたところでもあります。

また、信金中央金庫が募集している企業版ふるさと納税、SCBふるさと応援団を活用するべく現在応募事務を進めているところです。

この、SCBふるさと応援団は、原則として信用金庫の本店所在地の地方公共団体が行う地域創生事業に対して、信金中央金庫が寄附をするもので、3年間寄附を受けることができ、当町は3年間合計で1,000万円の寄附を目指しております。

企業版ふるさと納税は、いまのところ件数も金額も少ないですが、個人のふるさと納税と同様、財政基盤強化の取り組みの一つと成り得ることから、町としては第2期総合戦略の施策全てを企業版ふるさと納税の対象事業とできる、包括的な地域再生計画を新たに策定したところでもありますし、私も札幌の企業数社を訪問するなどPRにつとめてまいりました。

引き続きそのような直接的なPRに努めるほか、増額につながる取り組みを今後も検

討していきたいと考えていますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。  
西海谷議員。

「西海谷議員」

了解いたしました。終わります。

(議長)

以上で、西海谷議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に萩原議員の一般質問を許可いたします。  
萩原議員。

「萩原議員」

早速質問いたします。

かもめ島の施設等についてでございます。

今年になり、かもめ島では、旧花月の解体、8月からはマリンスピングが開始されました。

また、コロナ禍の中ではありましたが、海水浴場も開設され、多くの方が訪れました。

そこで、かもめ島の施設等について何点か伺います。

まず1点目なんですけれども、かもめ島を訪れる町内の人からよく言われるのですが、入口から島上に上がる階段までの木製で作られた歩道があります。

コンパネ等で修繕されておりますが、傷みがひどい状況です。

新しく作り直してはどうでしょうか。

2点目。現在2か所のトイレがありますが、洋式化を含め、修繕計画はありますか。

3点目。シャワー室も現在水のシャワーであるが、温水シャワーにする計画はありますか。

次4点目。旧寺子屋の売店は町の所有物ではありませんが、今後の活用策はどう考えているのか。

最後に、今後のかもめ島を活用するうえで、新たに作る施設はあるのかどうかお聞きいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」



萩原議員のかもめ島の施設に関するご質問にお答えいたします。

まず、前浜に設置しています南埠頭からかもめの散歩道まで続いている遊歩道についてでございますが、平成11年度に延長130m、総工費1,600万円余りで整備したものでございます。

それから20年あまり経過し、木製であることもあって腐朽している箇所も出てきており、その間、応急的な修繕をしてきたところですが、腐朽箇所が土台の部分にも及んできたこともあり、応急的な修繕での対応も徐々に困難となってきた状況です。

そのため、大規模な修繕や新たに整備することも検討していかねばならないものと認識しておりますが、経費が安価となる工法や木製ではなく耐久性がある素材での整備、複数年で整備できないかなどを今後検討していきたいと考えております。

次にトイレの洋式化についてでございますが、島上では毎年多くの方がキャンプされますし、地域活性化策の主要な事業の一つとしてグランピングも実施しており、その利用者の方々からは、トイレの洋式化を望む声が寄せられているところでございますが、他の公共施設も含めた中で、洋式化を検討していきたいと考えているところでございます。

次に海水浴場のシャワーの温水化についてでございますが、道内でもまだ冷水シャワーの海水浴場も見受けられるところでございますが、これまでも何度か利用者から温水化を望む声も寄せられていたことに鑑み、整備に係る経費や稼働経費がどれ位かかるのかを判断材料とし、温水化の是非を検討していきたいと考えております。

次に旧寺子屋売店の今後の活用策についてのご質問でございますが、旧売店は民間事業者が所有しているもので、町がイベントなどに使用するのであれば是非活用をと、無償でお貸しいただいているところでございます。

町といたしては、そのご厚意を受けながら一昨年までは夏場に海の家を開設するなど、地域の活性化とかもめ島周辺の賑わい創出のため活用してきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年今年と2か年間活用できておりません。

今後の活用策ですが、コロナ禍が落ち着き、ある程度人の流れが許される状況となりましたら、北の江の島構想の賑わい創出、かもめ島周辺の賑わい創出のために、どのように活用していくべきかをあらためて検討していきたいと思っております。

最後にかもめ島に新たな施設を整備する予定があるかというご質問でございます。

ご承知のとおり、この夏からかもめ島の新たな誘客コンテンツとして、マリンスポーツの整備を行ったところですが、かもめ島の魅力である自然景観を大切にす観点からも、現時点で北の江の島構想においても、新たな施設を整備するという予定はないということをご答弁させていただきます。

(議長)

いいですか。

萩原議員。

「萩原議員」

再質問1点だけ。

シャワーについてなんですけれども、今年もたくさんの方、海水浴に来られたと思うんですけれども、私も泳ぐことはないのですけれども、町外の方が多いでないかなと思いました。

当然、町外から来るということは、車で来たりするんですけれども、当然、海水に入ると、やっぱり上がってから塩で体がベタベタするというので、当然シャワーも使いますし、近年ダイビングスクール等も来ていて、やっぱり冷たい水だとシャワーが嫌だなというようなことを良く聞いております。

今回答弁されましたけれども、シャワーに関して、有料化も含めて考えてはどうかと思いますが、その辺についてどう考えますか。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

シャワーの温水化と、それを有料化でということでの質問かと思うんですが。

先ほど町長答弁にもございましたが、私把握している中では、冷水のシャワーというのはあることはあるんですが、ほとんど数は少なく、大半と言いますか9割方確かに他の海水浴場は温水シャワーでございまして、ほとんど有料化というか、お金をとって運営しているということでございます。

これはやはり、いろいろ燃料代とか、そういった経費がかかるということで、そういう観点から有料化しているのかなと思っているところだとは思いますが、そういった部分も町としては選択肢の一つと言いますか、有料化しながら温水化するという部分も選択肢の一つであると思っておりますので、経費どのくらいかかるのかも含めながら、ちょっと確認しながら、そういう部分は検討していきたいと思っております。

また、今ある施設、例えばマリーナの艇庫に温水シャワーとかございますので、現にあるものを使えないとか、色んな視点から検討していきたいと考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

以上で、萩原議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に塚本議員の発言を許可いたします。

塚本議員。

「塚本議員」

本定例会私からは2問の質問をさせていただきます。

まず1問目ですが、コロナ禍の影響も含めた一次産業の支援について伺います。

一次産業では燃油や生産資材の値上げ、コロナ渦により、漁業では高級魚特にヒラメ等の魚が、非常に価格低迷ということをお伺いしていますし、異常ともいえる海水温の上昇等を起因する記録的なイカの不漁により、漁業経営は極めて厳しい状況となっております。

一方、農業においても、飲食店の休業などによる米の需要の落ち込みにより、江差町においても水稻、これは食用であります、これらの作付けを減らさざるを得ない状況となっております。

加えて米価では米卸売価格は7月の状況を見ますと、前年度から10%以上下がっているという状況となっております。

基幹作物の水稻分野の影響を受け、農業経営も同様に圧迫されております。

昨年度も、コロナ対策で各種対策を講じてきておりますが、本年度においても状況は、中々この一次産業の中では好転していないという状況であります。真水と言いますか、それらの部分を含めた支援が必要と思われませんが、町の考え方を伺いたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員の1問目にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光産業の停滞や、緊急事態宣言による外食需要の減少等により、国内全体における一次産業、とりわけ農水産物の在庫の滞留、価格の低下といった影響が顕著となっております。

このような中、本町の農業、漁業の状況についてでございますが、漁業の主力魚種のひとつであるイカ漁は、日本全体における資源の減少に加え、海水温の上昇等の影響を受け、近年不漁が続いており、イカ漁を主とする漁業者にとっては苦しい経営環境にある一方で、昨年の水揚げを見ますと、他の地区に比べてサケが9年ぶりの豊漁であったことや、本年度は、前浜のウニ漁が好調であり、また、ナマコの出荷単価も高値で取引されたものと聞いております。

こうした成果の背景には、漁業者の地道な作業が実を結んだものと推察するとともに、つくり育てる漁業の推進が、今後の漁業振興のうえでの重要な課題であるとの考えのもと、本定例会に、アワビ養殖漁業モデル推進事業を補正予算案として上程したところでございます。

一方、農業では、昨年12月に北海道農業再生協議会より、令和3年産の米の作付けの指標となる生産の目安が示され、江差町全体で主食用米約227.5ヘクタールを作付けしているところでありますが、主食用米の在庫の滞留を懸念し、飼料用米を作付けする圃場が増加し、令和2年と比較して、約2倍の面積となり、来年以降もこのような傾向が続くことが予測されております。

また、米の価格についても、先ごろの新聞報道等によりますと、昨年の概算金に比べて約2割程度下回る見込みであるとのことであり、今後の令和2年産米の消費次第では、さらに引き下がることが想定されており、漁業と同様、本町の農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

塚本議員からは、こうした長引くコロナ禍を背景に、昨年度と同様に農業、漁業に対する継続した支援をするべきではないかのご質問でございますが、先ずもって、漁業全体の水揚げや、農業の販売金額等の状況を把握したうえで、判断してまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

今後の状況をみて判断したいという答弁でありました。

しっかり一次産業の経営状況を把握しながら、必要な場合には躊躇なく支援を頂くよう、私から改めてお願い申し上げます。

そして、2問目に入らせて頂きます。

プラスチック資源循環促進法に基づく町の分類収集、再商品化についてであります。

海洋プラスチックごみ問題、気象変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっております。

これを踏まえ、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般、プラスチック資源循環の取り組みを促進するための措置が国の方で本格的に来年の4月から実施されるということになります。

来年度から、家庭から出るプラスチックごみを一括回収する自治体に対して財政支援が受けられるということになります。

これまでネックであった、これらのコスト支援、国が中々地方でのプラスチックごみの再生が進まないということで、財政措置を講じるという運びになったと思いますが、このゴミの収集については、南部桧山衛生処理組合が第一義的には実施しておりますが、江差町としても、衛生処理組合とのしっかり、これらについての対策に対しての連携を含め、今後の対策を検討していく必要があるというふうに感じますが、これらについて町の対応を伺いたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員の2問目、プラスチック資源循環促進法に基づく町の分類収集、再商品化につ

いてのご質問にお答えいたします。

プラスチック資源循環促進法につきましては、本年6月4日に可決、成立しており、製造、販売事業者等による自主回収、排出事業者の排出抑制、再資源化、市区町村の分別収集、再商品化などを求めることとなっており、来年の春から施行される見通しとなっております。

国からの財政支援に関しましては、費用の一部を交付税で手当てすることなどが検討しているようですが、正式決定は今のところ我々の元には届いておりません。

支援の内容によっては検討材料としたいと思いますが、町独自で、プラスチック資源の分別収集となりますと、経費的なこと、ストックヤード的な保管場所の確保、回収及び運搬方法など課題が多く、難しいものと考えております。

南部桧山衛生処理組合においても、施設の延命化には、リサイクルの実施は避けて通れない課題となっておりますので、施設の整備計画について組合構成町と協議をしているところでございます。

今後、プラスチックごみを含めたリサイクルの推進について、これまで以上に南部桧山衛生処理組合や組合構成町とも情報共有しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

塚本議員。

「塚本議員」

今回の法律改正により、改めて確認しますが、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化を促進するために、市町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定して、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるというのが、この中にありますが、これはしっかり理解しているということでしょうか。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

プラスチックの分別収集の件でございますが、先ほどの町長が申しました通り、財政的な支援についてはまだはっきりしたものはきておりません。

環境省においてですね、今回7月20日から8月10日までの間に、プラスチック分別回収に関する全国の市町村のアンケートというものを実施してございます。その結果につきましては、この法律施行後、3年以内に改修を検討しているという回答をした自治体が72市町村でございます。

残りの市町村については、法律施行後6年以降、または対応を見てという回答になっており、大部分の市区町村が対応が未定という、95%くらいですか、そういう状況になっておりますので、簡単にできるものではないというふうに感じてございます。

分別収集については中々ハードルが高いわけございまして、今後も道内市町村の状況を注視しつつですね、今後の分別収集策定の参考としたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

(議長)

いいですね。

以上で、塚本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に大門議員の発言を許可いたします。

大門議員。

「大門議員」

私からは2問の質問をさせていただきます。

まず1問目。

日明保育園及び水堀保育園の今後の在り方について質問いたします。

以前、議会で施設の老朽化が著しい日明保育園と水堀保育園の統廃合について質問させて頂き、また、町長の執行方針でも、北部保育所の在り方について、方向性を検討するとありましたが、現在どのような状況か伺います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

大門議員の1問目。日明保育園及び水堀保育園の今後の在り方についてのご質問にお答えいたします。

日明保育園は、昭和54年4月1日に建設され、本年度で築42年を経過し、水堀保育園は、昭和47年1月1日に建設され、本年で築50年を迎える老朽施設となっております。

大門議員ご承知のとおり、議会の中でも北部保育園の在り方についての質問や、議会議員で構成する社会文教常任委員会においても、改築を含めた総合的な保育施設の運営の在り方を検討すべきであるという委員会調査報告も出されています。

また、平成30年度に実施したニーズ調査において、北部保育園2園統合の賛成意見は約64%、2園とも維持は約21%、かもめ保育園に統合いわゆる1園の体制にするということですが、それは8.6%という結果でございました。

さて、先ほどもご説明させていただきましたが、北部保育園の2園は老朽化に加え、日明保育園は土砂災害警戒区域内に位置し、水堀保育園は、水防法における洪水浸水想定区域に指定されており、安全な場所での保育や今後の子どもの数の減少も考慮しなければなりません。

現在、いくつかの候補地に絞り、それら立地場所のメリットやデメリット、数年後の子どもの数などを考慮しながら検討している段階です。

それらを踏まえまして、町といたしましては、年度内において一定の方向性を示してまいりたいと考えております。

その後、具体的な統廃合、更には財源対策や地域理解を得るためのスケジュールなどについて、議会の皆さんにお示しさせていただきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

はい、2問目。

「大門議員」

2問目質問いたします。

子育て支援について質問いたします。

江差町の人口減少が進んでおり、少子化対策として更なる子育て支援が必要と考え質問いたします。

町長に就任してからは、高校生までの医療費無償化等を行い、子育て世帯の負担軽減に取り組んでおりますが、追加での子育て支援が必要と考えます。

令和4年8月運用を開始する。新しい給食センターでは米飯も提供されることになり、給食費の負担増額が予想されます。

上ノ国町が既に無償化を実施しておりますが、江差町も学校給食の無償化を進め、保護者の経済的な負担軽減が必要と考えますが、教育長の考えを伺います。

(議長)

教育長。

「教育長」

学校給食費の無償化に関する質問にお答えをいたします。

これまで江差町では、平成27年度から児童、生徒の学校給食費の約3分の1の助成を行い、平成30年度からは従来の助成に加え、給食費値上げ額の全額を助成しており、小学生は月額給食費3,700円に対し1,400円。中学生は月額4,400円に対して1,700円を助成しております。

ご案内のように、令和4年8月から新たな給食センターの供用を開始することにより、

これまでご家庭で準備していただいた米飯を、給食センターで提供できる環境が整うこととなります。

この米飯提供に係る給食費の値上げとして、小学校では200円、中学校では300円程度を想定しており、今後、学校給食組合運営委員会への諮問を経て、新たな給食費を決定することとしております。

ご質問の給食費に関する保護者負担の更なる軽減、無償化につきましては、新たな給食センターへの移転時まで、近隣町の助成状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

いいですか。はい。

以上で、大門議員の一般質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 10:57

再開 11:15

(議長)

休憩を閉じて再開し、また休憩をしたいと思っておりますので、ご了解願います。

先ほどの飯田議員の質問に対しての調整をいたします。

それでは飯田議員、副町長、若干休憩させていただきます。

休憩 11:15

再開 11:22

(議長)

休憩を閉じて再開いたします

(議長)

次に小梅議員の発言を許可いたします。

小梅議員。

「小梅議員」

それでは早速質問に入らせて頂きます。

第1問目。出前型介護予防事業についてでございます。

転ばん塾等、各地域に出向いての出前介護が行われ、遠くまで行けない高齢者にとっては大変ありがたく受け止めております。

かつては、月2回実施されていた事業ですが、平成28年より月1回に変更となりました。月1度だったら、病院の予約日等の重要な用事と重なったら参加できず、空白期間が長くなりますので、残念だねという声があがっていました。

その上、昨年からはコロナ禍となり、事業の休止と再開が繰り返され、時間も短縮されたりで、参加者の足並みもだんだん乱れてきて減少しております。



介護予防の大事な事業なのに、このままでは継続が難しくなるのではと危惧しておりますが、今後の在り方をどのように考えておりますでしょうか。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小梅議員からの、転ばん塾などの介護予防事業の今後の在り方に関するご質問にお答えいたします。

平成27年度までは、町内5会場に職員が出向いて転ばん塾を月2回開催しておりましたが、平成28年度からは、町内全域に介護予防事業を提供するために、開催場所を10会場に拡大したことに伴い、職員が出向くのは各1回となったものでございます。

昨年からのコロナ禍により、事業休止と再開が繰り返された影響は大きく、現在は消毒や換気、ソーシャルディスタンスといった感染症対策をして事業を再開しておりますが、各会場ともに参加者が減少していることは、町といたしましても大きな課題としてとらえております。

しかし、身近な場所で参加できる介護予防事業は、今後も欠かすことのできない取組みですし、継続するための対策を講じてまいります。

したがって、これからも参加者の呼びかけや誘い合いを大切にしながら、事業参加できる年齢に幅を持たせる工夫や関係機関の協力を得ながら、地域の意見にも耳を傾けながら住民主体での活動が定着することを目標として取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小梅議員いいですか。

2問目。

「小梅議員」

はい、分かりました。よろしくお願いいいたします。

それでは第2問目。避難訓練についてでございます。

9月1日は防災の日。また胆振東部地震から丸三年が経ちました。

もし、今災害が発生したら、コロナ禍と重なりどうなることやらとぞおっとします。

でも、災害はいつ起こるか分かりません。

例年ですと町内会等の集まりで、防災のビデオを見たり逃げ場の確認をしたりしているのですが、コロナのため、そういう集まる機会も失われ、自主防災となっております。

身を守るには逃げるのが一番ですが、ハザードマップ等の図上や頭で理解していても、行動してみないと分かりませんので伺います。

まず一つ目。公的に町をあげての避難訓練が必要と思うのですが、如何でしょうか。

二つ目。避難所運営の立派なマニュアル本が配布されていますが、その勉強会とか説明会の予定はあるのでしょうか。

それから3番目にあげました、避難行動要支援者名簿のことを質問してありますが、これは4、5日前に新しい名簿が届きましたので、この3番目の質問は取り下げといたします。よろしく願いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小梅議員の2問目、避難訓練についてのご質問にお答えいたします。

まず、町をあげての訓練の必要性はとのことですが、その必要性は感じておりますが、今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全町的な実施は現在の状況では難しいものと考えております。

次年度以降は、町として3年から4年のサイクルで全町内会、自治会が、各地域の災害種別等に応じて、複数町内会合同での避難訓練や図上訓練、防災講話を実施してまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

次に、避難所運営マニュアルの勉強会、説明会の実施予定は、とのご質問でございます。

マニュアルのほか、昨年から整備を進めている避難所における新型コロナウイルス感染症対策備蓄品の使用方法を含めた避難所運営訓練を、北海道のサポートを受けながら11月以降に実施する予定です。

参集範囲は、避難所運営に関わる役場職員のほか、町内会、自治会、自主防災組織等のリーダーに声掛けをする予定となっております。

また、これとは別に、現在刷新作業を進めている防災ハザードマップ作成に併せ、10月下旬ごろに、町内会長など各地域の防災リーダーを対象に防災ワークショップを開催し、自らの地域の災害リスクについて、自助、共助に資する場を設ける予定となっておりますので、ご理解願います。

3点目につきましては、割愛させていただきます。

よろしく願いします。

(議長)

はい、小林議員いいですか。

答弁漏れあるかい。

答弁漏れある。

答弁漏れありますか。

(「小梅議員だよ」の声)

いいですか。

はい、次。

「小梅議員」

そしたら次、3問目お願いします。

開陽丸の甲板利用についてでございます。

単刀直入に、開陽丸の甲板を町民に対して、無料開放は考えられませんか。

これは、ある旅行者の人に言われたことなんですが、あの空間がもったいない。どうして解放しないのですか。それに対して、なにも答えることができませんでした。

確かに私達の頭では開陽丸は入場料払って、入館料払って見るのが当たり前と思ってましたので、ええなるほどなって、やっぱり他所の視点から見たらそういう目で見られるのかなって、感心もしました。

確かに甲板からの景観は格別です。

各種資料とか遺物等、展示品は前に見てるが、景観を楽しみたい人とか、子どもと一緒に散歩がてら寄ってみたい人、また小学生グループの元気な声が賑わいを生み、その辺を賑やかにしていたら、ぷらっと江差なんかの売り上げにも少なからず繋がっていくのではないかと。賑わいに繋がるんじゃないかって思うのですが、如何お考えでしょうか。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小梅議員からの3問目、開陽丸の甲板利用についてのご質問にお答えいたします。

町の施設である江差追分会館や教育委員会管理の旧中村家住宅などの文化財施設に關しましては、町として条例の中で観覧料などについて江差町民は無料とすることを定めております。

一般財団法人開陽丸青少年センターにおいても、開陽丸青少年センターの設置及び管理に關する規程で、観覧料の規定では、町内の小中学生については教師が引率する場合に無料と定めており、無料の範囲は限定的となっております。

ご質問の趣旨にあります、町民に対する甲板の無料開放とそのプラス効果は十分理解できます。

最終的に判断するのは財団であります、町としましても町民が開陽丸をより身近に感じることができる方法について、財団側とともに十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

(議長)

次に小林議員の発言を許可いたします。

小林議員。

「小林議員」

私の方からは2点お伺いいたします。

まず1点目です。

オンライン授業及びICTを活用した学習指導についてです。

新型コロナウイルス感染症が感染力の強いデルタ株に置き換わる形で、新規感染者数が全国的に増大しており、これから換気の頻度が減少する冬期を迎えるわけですが、学校でのクラスターが発生し、臨時休業するとの想定で質問させていただきます。

一つ目に、現行の対面授業からオンライン授業への移行はスムーズに実施できる状態か。学童また教員の習熟度も含め、進捗状況をお伺いいたします。

二つ目。文部科学省は2021年8月27日ICTを活用した学習指導に関する留意事項を取りまとめましたが、既に8月20日に、小学校中学校及び高等学校等における新学期に向けた、新型コロナウイルス感染症対策の徹底等についての事務連絡が通知されています。

感染状況により、やむを得ず登校できない児童、生徒に対するICTを活用した学習指導をするためのチェックリストと、各学校がギガスクール構想で整備されたコンピューターを活用した学習を進めるための今後について、合わせて伺います。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

学校でのクラスターを想定した臨時休業の際のオンライン授業に関するご質問にお答えをいたします。

一問目の現行授業からオンライン授業への移行に関しましては、各学校において卒業式や入学式、児童、生徒の委員会活動等をオンラインで自校内で配信するなど、必要とされる知識や技能の習得に努めているところです。

また、授業においては、児童生徒がタブレット端末を1日当たり複数時間使用するなど、積極的に活用している状況となっております。

ご質問のオンライン授業への移行につきましては、小学校の高学年や中学校において、タブレット端末を試験的に自宅に持ち帰り、家庭と学校間の接続状況や使用するアプリケーション操作を行うなどの確認等を行っている状況ですが、全ての学年でオンライン授業を実施するには、時間を要するものと認識しております。

二問目の臨時休業等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する、ICTに関するチェックリスト及びコンピューターを活用した学習の推進に関するご質問にお答えします。

今回示されたチェックリストでは大きく2項目あり、1項目として、ICTを活用した

学習指導等の実施を掲げております。

この中で、同時双方向型のウェブ会議システム等を活用した取組や、デジタル教科書等の活用、さらには指導計画との整合などがあります。

2項目目では、学校と自宅等のICT環境の整備を掲げており、この中で、自宅等での利活用に向けた準備、学校でのICT環境に関する準備、教師が自宅等から学習指導等を行う準備などとなっております。

ご質問のICTに関するチェックリスト及びコンピューターを活用した学習の推進につきましては、チェック項目が多数ありますことから大枠でお答えしますが、各学校では、オンラインによる学校と家庭との接続を想定して、順次、試験的なタブレット端末の持ち帰りを行い、通信状況やタブレット端末の操作状況を確認しているほか、先行事例としましては、生徒の入院先と学校間でのオンライン授業を実施するなど、段階的に取組を進めている状況にあります。

この間の取組を通じ、児童生徒の年齢や家庭の通信環境等によっては、全てをオンライン授業とすることの困難性を感じておりますことから、感染状況に応じて、分散登校等による学びの継続も必要と考えております。

また、GIGAスクール構想により整備された一人に一台のタブレット端末や大型提示装置など、各種ICT機器につきましては、児童生徒の発達段階に応じ、各学校において積極的な活用を図っており、キーボード入力等の情報活用のための基礎能力の育成や、段階的な文具や思考ツールとしての児童生徒の主体的な活用により、学習効果を高めると共に、より良い授業づくりを推進します。

加えて、社会に出て役立つ情報活用能力の育成へと発展させてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、小林議員。

「小林議員」

前向きと言いますか、積極的な取り組みをなさっているようで、私としては安心しているところですが、GIGAスクール構想自体がコロナ禍で3年前倒しになって、一人1台端末を贈るという急な対応になっていることで、低学年の子ども達にちょっと負担をかけているのかなというところもありますが、是非頑張ってくださいと思います。

再質問2点なんですが、1つ目。学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業、いずれの場合も設置者が可否を判断することになっていますが、保健所等との協議も踏まえ、基準がはっきり設けられているのか伺います。

二つ目です。幼稚園、実質保育園も踏まえた対応になると思いますが、臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要なものに保育が提

供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取り組みを検討とありますが、江差町の現在の想定は如何になってますか。

(議長)

はい、学校教育課長。

「学校教育課長」

1 問目の学級閉鎖、学年閉鎖等に関する判断基準に関する質問にお答えいたします。先般、文科省は、学級閉鎖もしくは学年閉鎖に関するガイドラインを示してございます。主に学級内で感染者が判明した。もしくは、学級内で感染者が判明したもののプラス、風邪などの症状があるプラス、こういった場合については幅広くに学級閉鎖を行うことと、いうふうなガイドラインが示されております。

ただ、いずれにしましても、地域の保健所更には庁内の関係課と協議をしたうえで、それらの判断をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

はい、町民福祉課長。

「町民福祉課長」

小林議員から保育園児の受入の体制についてのご質問かと思ひます。

まず、厚生労働省の方では、保育所における感染症対応ガイドラインというのが発行されまして、これについては2018年に改定されたものです。こちらについては、コロナが、コロナが確認される前までのガイドラインなんですけども、コロナが確認されたからですね、厚生労働省の方からはQ&Aも含めて、80位の通知が保育園に届いてまして、これを受けて江差町も保育所の感染防止対策に関わる運営マニュアルというのを昨年10月に策定したところでございます。

その中で、例えば園児だったり職員、保育士が感染した場合については、その園については臨時休園しますよだとか。保育園児が濃厚接触者になった場合については、園児が自宅待機にするだとかということを決めているものでございます。

受け入れの体制なんですけども、感染度合いにもよると思うんですけども、例えば休園期間を短くするだとか、あとは、どうしても仕事が休めない保護者の関係につきましては、規模を縮小して受け入れるだとか、あとは濃厚接触者以外の園児になると思うんですけども、他の保育園での受け入れだとか。これらにつきましては、保育所の指示、アドバイスを頂きながら進めていくことになろうかというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

次に小林議員。

二つ目。2問目ですね。はいどうぞ。

小林議員。

「小林議員」

是非、保護者の方がパニックにならないよう周知等是非進めて頂きたいと思います。

2問目に入ります。

感染対策の長期化を踏まえた今後の検査拡充についてお伺いいたします。

江差町でもコロナワクチン接種事業を進めてまいりましたが、予約電話が中々繋がらない等、大きなトラブルもなく、安心してるところなのですが、最近の事例では、2回接種してもブレイクスルー感染する。また、宮城県での職場クラスターの実験では、パーティションの設置の仕方により逆に感染の原因になってしまう。また、米国アレルギー感染症研究所の所見では、米ファイザー、独ピオンテック、これは江差町では使用していないと思いますけれども、ワクチンの3回接種が標準となり得るとの見解が示され、9月9日、5日前ですね。新型コロナ分科会尾身会長から政府へ、新型コロナワクチンについて通常の2回に加えた3回目のブースター接種検討を政府に求めたと報道されています。

また、当初は7割弱の方がワクチンを接種すれば、集団免疫が形成されるという想定でしたが、デルタ株によりそれも期待できないと分科会では進言されています。

なので、感染対策は今後も続くと考えられますが、ワクチンによる抗体価にも個人差があります。

精神的負担を軽くして安心して皆様仕事ができるよう、やはり抜本的な対策として、定期的な検査、早期隔離が有効と考えます。

そこで、以下質問いたします。

現在江差町では感染防止対策として、高齢者施設及び介護保険施設等従事者へのPCR検査事業を実施しています。

施設従事者が緊急事態宣言地域への止むを得ない往来等があった場合のみに限定されていますが、冬期間の感染状況、今はまだ未知数ですけれども、医療機関、教育機関、役場職員及び商業施設の従事者の希望者を対象に、検査事業の適用範囲を広げる考えは、お考えでしょうか。質問いたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小林議員の2問目、町独自で実施しているPCR検査事業の対象者拡充についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で初めて患者が確認され、現在患者数はやや減少傾向に向かっているものの、長期休暇などで人の動きがあった後に感染の波が起こるといった状態を繰り返しており、いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない

状況と言えます。

新型コロナウイルス感染症対策の柱として、今年4月下旬から高齢者を皮切りにワクチン接種が始まり、現在は64歳以下の方々を対象とした集団接種を実施しておりまして、10月8日に終了となります。

保育所、幼稚園等職員、学校職員等は町独自の優先接種対象者として、高齢者集団接種追加日程で接種を実施しましたし、役場職員については施設接種及び集団接種の余剰ワクチンで接種を行っております。

9月10日現在、12歳以上の全対象者の83.2%が1回目の接種を終了し、全道、全国と比較して高い接種率となっております。

議員もご承知のとおり、全国では2回目接種後に感染している事例もあり、一人ひとりが感染予防対策を続けていかなければならない状況が長期化し、精神的負担も大きいものと想像ができます。

議員からのご指摘のPCR検査対象者の拡充についてでございますが、現在は、高齢者施設及び介護保険施設職員を対象に、感染流行地に行った場合、自宅待機期間を短縮し職場や精神的不安の解消を目的として、5月からPCR検査を実施しており、8月末で16名の方が利用しております。

感染拡大予防、特にクラスター予防を考えますと、検査対象の拡充は有効な対策の一つと考えておりますが、PCR検査を実施していただく医療機関にも負担をかけるなど協議が必要であります。

なお、当町におきましても、町民がやむを得ない理由で緊急事態宣言地域や感染流行地との往来など、感染リスクを伴う行動をとった場合に、感染拡大防止と町民の精神的な負担軽減を目的とした対策を、他の自治体を実施している感染拡大防止の取り組みを参考に、検討したいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小林議員。

「小林議員」

再質問いたします。

2次医療圏を支える大切な道立病院が所在する江差町の町長として、抗体検査キットも市場に出回り始めました。大量購入契約により定価より安価に購入できることも、交渉次第では可能かと思えます。

是非、檜山各町とも連携し、検査拡充の体制を検討して頂きたいと考えますが、如何でしょうか。

(議長)

はい、副町長。



「副町長」

抗原検査と抗体検査はまず違うということが一つです。

現場の話をして申し訳ないですが、町内のドラッグストアさんでも抗体検査キットは、実は販売が開始されたのを私も見ました。

抗原検査キットになるとですね、扱っているかどうかという問題もありますし、それから町民を広く検査することは、本当に望ましいことではありますが、それぞれに例えば、後段で町長が言ったとおり、他の自治体の例をとというのは、例えば一人上限、いくらの上限の調整をして抗原検査をご自分で購入して、というところの制度設計ができないかとか。例えばですね。

でも、これは青天井のようにやってしまうと大変な膨大な費用が掛かりますので、これらは臨時交付金もどの程度使って、そういった制度ができるのか。

道立病院については、少なからず通常の中での感染者が出た場合の基地局になってるものですから、合わせて江差町独自で高齢者施設等、介護施設等のそういった検査もなんとかプラスアルファしてやって頂いているという現場にありますので、通常のPCR検査は道立病院はしんどいだろうなというふうには思っておりますけれども、そういった抗原検査キットの部分の対応がどうかというところは、今はっきり申し上げられませんが、検討させて頂きたいというふうに、今机上では議論していると、そういう状況でございます。以上です。

(議長)

いいですね。

以上で、小林議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に出崎議員の発言を許可いたします。

出崎議員。

「出崎議員」

私からは2問、質問させていただきます。

まず1問目。土砂災害危険箇所の対策について。

ハザードマップによれば、町内には市街地や鹹川等に多くの土石流危険渓流、それから急傾斜地崩壊危険箇所及び市内に1か所の地滑り危険箇所があります。

熱海市の土石流被害が記憶に新しいと思いますが、日本各地で降雨強度、これは下水道計画等に用いる時間当たりの降雨量ですが、それが増加傾向にあります。

この地域にも想定外の降雨がないとは限りません。

ハザードマップによれば、江差での既往最大が68.5ミリ。本州の方では100ミリを超える場合も出てきておりますし、この前、最近のテレビでは、中国で200ミリの雨が降ったということも報じられております。

江差では、新しく造成している現場というのは見当たらないようで、居住地域の地盤は一見落ち着いているように見えますが、想定以上の雨が降った場合の挙動については未知な部分があります。

江差町では一部過去の大規模盛土造成地の調査を始めることになっております。

被害を食い止めるために、前述の危険箇所についてもチェックの必要があると思いますが、如何でしょうか。

以下について質問いたします。

雨の事前処理、これが非常に重要になります。強い降雨が予想される前のパトロール等で、地表水排水施設の障害物除去や地下水の浸透防止処置の必要性を見つけた場合に、どのように対処しているのでしょうか。

二つ目。町内には沢山の危険箇所があり、多分これ行政だけでは対応しきれないと思います。パトロールするにしてもですね。

そこで、危険箇所住民の協力を得て、危険要因のを、雨の降る事前排除にする仕組み作りに着手する考えはないのでしょうか。

以上、質問致します。

(議長)

はい、町長。

「町長」

出崎議員の土砂災害危険箇所の対策についてのご質問についてお答えいたします。

江差町では現在、128箇所の急傾斜地等の土砂災害危険箇所がございます。

これらについての管轄は北海道で、維持管理についても北海道が実施しております。

道に確認をしたところ、パトロールについては、春先の年1回の定期パトロール、月1回の通常パトロールを実施しているとのことです。

さらに、震度4以上の地震後や土砂災害警戒情報の解除後、または大雨出水後には、時間雨量や連続雨量等の気象状況や土砂災害の履歴、土砂災害危険度情報などを考慮し、異常時パトロールを実施しているとのこととございますので、ご理解願います。

また、江差町としても、警報発令時などについては、関係課が連携しながら、河川や土砂災害危険箇所のパトロールは実施しているところです。

最近では、大雨による熱海市の土石流被害、乙部町国道の土砂崩れが発生し、住民生活に甚大な被害が発生しております。

江差町としてもより一層の警戒が必要となってまいります。

町としてもパトロールの強化を一層図るとともに、函館建設管理部江差出張所へも更なるパトロールの強化をお願いしてまいります。

なお、住民の方が急傾斜地等の危険箇所の異常を発見した場合は、函館建設管理部江差出張所へ通報していただくと、担当者が現地を確認し対応をしておりますし、役場へ通報があった場合は取り次ぎをし、対応していただいております。

土砂災害危険箇所以外でも、大雨や台風時またはその前後で、町民の皆様が異常を確認した時は、町や関係機関に通報していただくよう周知をしてみたいと思いますのでご理解願います。

2点目の住民の仕組みづくりに関するご質問ですが、江差町防災計画に、自主防災組織の育成等に関する計画がございます。

災害の発生を防止し、また、災害時の被害を最小限に抑えるためにも、地域住民の自主的な防災活動が極めて重要であり、自分たちの地域は自分たちで守るという精神のもとに、組織するものです。

この組織の活動の中には、防災点検の実施も含まれ、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、定期的に防災点検を行うことになっております。

現在江差町には、5町内会、自治会で自主防災組織を設置しております。

町といたしましても、機会あるごとに町内会等へ地域の防災活動について取り組んでいただけるよう働きかけと連携協力をしてまいりますのでご理解願います。

なお、今年度、防災ハザードマップの更新を実施しますので、町民の皆様には自分たちが住んでいる場所は、どの災害想定区域に入っているのかを把握してもらい、災害時の適切な対応を取っていただくよう周知してみたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

出崎議員。

「出崎議員」

今の災害の危険箇所について、道の方の施設が整備されているというようなことでありました。

商店街の雨については、見直しを早く着手してほしいと思うところなんです、その辺ちょっと時間がかかりますのでね、まず重要なのはやっぱり、そこに降る雨の事前対策だと思ってます。

僕も現場を預かった時もですね、そこに人が住んでいない現場の中でも大雨だとか台風の情報が入った時には、全部パトロールします。

ましてや町の中では、住民が住んでいるわけで、当然そういう危険な区域についてですね、そういう雨だとかが予想された時に、やっぱりそういうパトロールをすとか、亀裂を発見したらブルーシートはるとか、それから側溝にゴミが溜まっていたら掃除するとか。そういう事前の処置が非常に大事なことになると思います。

だからそこまで、誰がどうするかまでですね、詰めた対策をお願いしたいというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

(議長)

はい、副町長。

どういう体制でやるかと聞いてるんだもの、いち課長が答えられねえって。

「副町長」

総務課長が答えます。

(議長)

副町長が答えなさい。

「町長」

まず総務課長が答えます。

(議長)

駄目だって。そうやって聞いてるんだもの。

そういうものが起きたらどうするんですかって、言ってるんだから。

はい、副町長。

「副町長」

出崎議員の方からは、再質問で特に大雨時を想定して、雨量の予想というのは難しさもあるんですが、大分気象情報の適宜な情報っていうのは入ってまいりますので、そういったところで、すべての例えばその、側溝やらなにやらということにはならないかもしれませんが、常にこの最近というか、ここ数年の大雨の短期的なですね、雨量等を考えるならばですね、あらかじめ防災だけではなくて、建設水道課の現場を持っている担当も含めてですね、どの箇所が大雨降った場合にはあふれるとか、そういった状況、ある一定程度把握してございますので、そういった状況はですね、これまで以上にパトロール、点検も含めてですね、それからそういう除去するものは、色々と木の枝が折れた通報やらなにやら入ってまいりますけども、通報だけのみならず、パトロールの強化に尽きるんだらうなと、このように思ってますんで、ある程度危険箇所については把握しているつもりでございますので、そういったことで一層取り組んでまいります。

よろしくをお願いします。

(議長)

いいですね。

はい、2番目の質問から。

出崎議員。

「出崎議員」

よろしくをお願いします。

2番目の質問に入ります。

新型コロナウイルス対策の自宅療養についてなんですが、新型コロナ感染者の増加に伴い、国では軽症者の自宅療養に舵を切っています。

自宅療養は、家族への感染拡大、それから患者の不安感や恐怖心を生じさせることになり、望ましくないと考えています。

県によっては、自宅療養ゼロを目指して、臨時医療施設を整備しようとしているところも出てきています。

さいわい江差町では、そこまでの状況にないようですが、町民の安全をするために、自宅療養対応についての基本的な考え、方針についてお伺いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

出崎議員の2問目、新型コロナウイルス患者の自宅療養についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス患者の増加により、医療がひっ迫しないよう、北海道においても軽症者や無症状者は一定の条件で自宅での療養を行っています。

江差保健所に確認したところ、南檜山の新型コロナウイルス患者の対応につきましては、入院もしくは宿泊施設での療養を原則として調整をしておりますが、身体状況や自宅、家庭環境を考慮し、陽性者本人と相談の上、自宅での療養になる場合もあるとのことでございます。

その場合は、江差保健所が酸素飽和度測定器を貸し出した上、1日2回の電話で検温や身体状況等を確認し、変化が見られた場合は入院等の調整を図ることになっております。

自宅療養中は北海道が食料と日用品を配送することになっておりますが、毎日の健康観察のための電話により、生活上の困りごと等を保健所が確認した場合、必要時、町も保健所と協力、連携し、対応して参りますし、また、宿泊療養先である函館市内のホテルは函館市、渡島管内の患者の増加により不足することが考えられますので、宿泊療養先の拡大について、町単独では困難ではございますので、保健所や檜山振興局を通じて北海道に対して要望して参りたいと考えております。

(議長)

いいですね。

「出崎議員」

はい、終わります。

(議長)

はい。

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。

以上で、今定例会に通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 12 : 01

再開 13 : 00

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

日程第5、報告第1号、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告内容については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

次に、日程第6から日程第14については、令和2年度江差町各会計決算認定でありますので、認定第1号から令和2年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、令和2年度江差町水道事業会計決算の認定についてまでを、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今一括上程となりました、認定第1号、令和2年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第2号から第8号までの令和2年度各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第9号、令和2年度江差町水道事業会計決算の認定についてでございます。

9会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

認定第1号から第9号まで、ご審議の上、認定頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただ今、一括議題となっております認定第1号から認定第9号、令和2年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、よって、認定第1号から認定第9号までの決算認定については、令和2年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、日程第15、議案第1号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域持続的発展市町村計画で定める産業振興促進区域内における固定資産税の課税免除を行うため、本条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

税務課長。

「税務課長」（補足説明）

それでは、議案第1号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について説明いたします。

議案書は15から17頁、資料につきましては、1頁の資料1となります。

今回の条例制定の経緯につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、同年4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、失効した旧過疎法に基づく当町の条例である過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例につきましても、3月31日をもってその効力を失ったことから、新たに4月1日に施行された新過疎法に基づく課税免除に関する条例を制定するものでございます。

なお、制定する新条例の内容につきましては、今回、過疎法が見直されたことにより、対象となる免除要件が旧条例と比較し拡充されたものとなっており、その内容につきましては資料1に記載してございますが、対象業種については情報サービス業などが追加され、設備の取得価額に関する要件が2,700万円超から、資本金の規模に応じて、500万円以上までに引き下げられました。

また、対象となる固定資産につきましては、これまで新設、または、増設のみを対象としていたものが、資本金の額が5,000万円以下の法人などは、取得または制作、もしくは、建設が追加されたもので、過疎地域持続的発展市町村計画で定める産業振興促進区域内において、これらの対象となる年調要件を満たす事業を行う場合、申請により3年間固定資産税の免除を行うというものでございます。

以上が条例制定の概要となりますので、ご審議方、宜しくお願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）



異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第2号、江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第2号、江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第2号でございますが、議案書20頁、それから資料の方は3頁をお開き願いたいと思います。

先程の議案第1号の補足説明と重なる部分ございますけれども、内容といたしましては、これまでの過疎地域に係る特別措置法、法律がこれまでののが3月31日で失効し、4月1日から新たな法律ができたことに伴いまして、法律の名称及び参照している条文その他の部分の内容を一部改正したものでございます。

具体的な内容につきましては、第1条の法律の名称、それから第12条、第14条第

2項に改めたものでございます。附則といたしましては、改正内容につきましては、令和3年4月1日から適応するという内容となっております。

説明は以上となりますので、宜しくお願いします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第5号、江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (提案説明)

議案第5号、江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

先程、議決を頂きました過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定に伴いまして、江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」(補足説明)

それでは、議案の第5号でございます。

議案書の28頁、それと条例の新旧対照表につきましては、定例会資料の13頁をお開き願います。

この間の議案の審議ですでにご案内のとおり、過疎地域自立促進特別措置法が本年の3月31日に失効し、同時に過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法が制定されたところでございます。

今般の条例改正の趣旨は、新法の施行を受け過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例が制定されたことに伴う、関係条文の整合性を図るものでございます。

ご審議の上、議決方宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第5号、江差町企業立地の促進及び雇用奨励に関する条例の一部を改正する条例

について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第10号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第10号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」(補足説明)

それでは、議案第10号について補足説明させていただきます。

議案につきましては、目次その2の1頁、計画案は別冊となっております。

提案の計画についてであります。いわゆる過疎計画です。過疎地域の発展と進行を目的に制定された法律に基づいたものであり、過疎地域に指定された市町村が策定した場合、計画書本体に搭載された事業は、地方交付税措置が70%と有利な過疎対策事業債を発行することができることになってございます。

江差町は、平成9年に指定されて以来、計画を策定し、この起債を活用し、様々な事業を行ってきました。

この法律自体、時限立法として制定されており、これまでも何度か新たな法律として制定され、その都度、計画を策定してきたところ です。

今回につきましても、これまでの法律が今年の3月31日に廃止することに伴い、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する法律が制定されたことから、新法に基づいた過疎計画の策定を進めてきたところですが、この度、令和3年度から5か年間の計画案を策定し、北海道との協議が、事前協議が整いましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

計画書の内容の詳細な説明は割愛させていただきますが、一箇所だけ事業計画について説明させていただきます。

計画書62頁、後ろから1枚開いて頂きます。具体的な事業が掲載されてございます。

現時点で江差町が過疎債を充当することを想定している事業を掲載してございます。

今後、5か年に渡って新たな事業が出てきましたら、その都度、必要に応じて事業の追加をしていくこととしております。

その際には改めて議会の議決をお願いすることになりますので、宜しくお願いいたします。

補足説明は、以上となります。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第10号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第3号、江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第3号、江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続きにおける、特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、江差町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

総務課長。

「総務課長」(補足説明)

議案第3号、江差町個人情報保護条例の一部改正について、補足説明いたします。

議案書22頁、資料は5頁の資料3、新旧対照表となります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、そのうち行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号の追加により、引用の条ずれ等が生じたものでございます。

江差町個人情報保護条例第23条2の2中、総務大臣を内閣総理大臣に、法第19条第7号を法第19条第8号に改めるものでございます。

この条例は、交付の日から施行し、改正後の第23条の2の規定は、令和3年9月1日から適応するものでございます。

以上、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第3号、江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第4号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第4号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

特定教育保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令に伴い、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」（補足説明）

議案第4号について、補足説明をさせていただきます。

議案については24頁、資料は7頁をお開き下さい。

今回の改正概要は、デジタル化の推進に伴い、子ども子育て支援制度において、保育所等の事業者等が作成保存等を行うものや、保育所などと保護者との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行うものでございます。

このため改正条例では、第53条に電磁的記録の条文を加えたこと、この条文を新設したことに伴いまして、第5条第2項から第6項までの条文と第38条第2項の条文を削除するものでございます。

合わせまして、目次についても改正するものでございます。

説明は以上になります。

ご審議方、宜しく願いいたします。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。



(議長)

次に、日程第21から日程第23については、令和3年度江差町一般会計補正予算でありますので、議案第6号から令和3年度江差町一般会計補正予算(第8号)について、及び議案第11号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、及び議案第12号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第10号)についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました議案第6号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第8号)について、及び議案第11号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、並びに議案第12号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第10号)についてでございます。

はじめに、議案第6号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第8号)につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業など、16の事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,568万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億2,727万円とするものでございます。

また、併せまして、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第11号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第9号)につきましても、かもめ島法面崩落防止他工事のため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ818万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億3,545万4千円とするものでございます。

最後に、議案第12号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第10号)につきましても、行政報告でも申し上げました、寄付採納に係る予算の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億3,745万4千円とするものでございます。

議案第6号、11号、12号の具体的内容につきましても、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案第6号、令和3年度一般会計の補正予算（第8号）について、まずご説明申し上げます。

議案は、31頁の予算構成表をご覧願いたいと思います。

まず、最初に、地方創生臨時交付金の事業4本でございます。こちらは財源内訳も全て国庫支出金となります。

まず、国民健康保険費特別会計繰出し（インフルエンザ予防接種支援）とインフルエンザ予防接種支援の2つでございます。資料は15頁をご覧願いたいと思います。

内容としては、昨年度も実施しておりますが、本年度も同様にインフルエンザが流行して、現在今、コロナの部分で負担が掛かっている町内医療機関の負担が更に増大しないよう、接種費用の支援を行うものでございます。

具体的には、65歳以上の方、60歳から64歳で一定の障がいなどを有する方、生後6か月から中学3年生までの方について、予防接種費用を全額町が負担するといった内容となっております。国民健康保険の被保険者は国保会計で、それ以外の方は一般会計で計上してございまして、国保会計は一般会計からの繰出しで行うものでございます。補正額は国保会計繰出しが116万4千円、一般会計で実施する方が719万1千円でございます。

次に、アワビ養殖漁業モデル推進事業でございます。資料は16頁でございます。

新型コロナウイルスにより下落した魚価の対策として、ふるさと納税返礼品での出荷を基本とすることによって、市場に左右されにくい販路の構築や安定した収入源の確保、そういったものができるようにアワビの養殖の支援を行うものでございまして、種苗の購入経費などを補助するものでございます。補正額は550万円でございます。

次に、地域経済活性化支援事業でございます。資料は、17頁となります。

江差商工会が北海道の補助金を活用して商店街と連携して取り組む感染防止対策につきまして、道の補助金以外の部分、いわゆる補助裏の部分について町が支援するものでございます。補正額は100万円でございます。

臨時交付金充当事業に係る補正額合計では、1,485万5千円でございます。

これ以降は、一般の補正事業となります。

まず、江差町地域公共交通活性化協議会負担金でございます。資料は18頁をお開き願います。

地域公共交通計画、こちらの方の策定に当たっては、法定協議会を立ち上げたところでございますけれども、協議会の各種調査事業を実施する経費などの負担金を補正するものでございます。補正額は722万7千円、全額一般財源でございます。

次に、令和2年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る返還、以下3つの事業でございますけれども、内容といたしましては、令和2年度の国、道の交付金、あるいは補助金等の清算確定による返還でございまして、補正額につきましては、施設等利用給付金が56万6千円。子供のための教育保育給付費返還が97万1千円。障がい児入

所給付費返還が34万1千円。それから臨時特別給付金給付事業が52万5千円でございます。いずれも財源は一般財源でございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保でございます。資料は19頁でございます。下の方下段の方になります。

現在進めておりますワクチン接種の体制確保のために補正をお願いするもので、会計年度任用職員に係る人件費、看護師謝礼の他、コールセンター委託料と接種の委託料を増額する内容となっております。補正額は803万4千円で、全額国庫支出金でございます。

次に、健康管理システム導入でございます。資料は、同じく19頁の上段の方となります。

健康管理システムの内容といたしましては、各種ワクチン接種や特定健診、乳幼児の健診、各種保険事業などのデータを電算システムで一元管理するものでございまして、当初予算に計上していたところでございますが、自治体健診システムの機能、それからロタウイルスワクチンや新型インフルエンザの接種のワクチン接種の管理機能を追加するため、増額をお願いするものでございます。補正額は441万円、242万1千円が国庫補助金でございまして、残り198万9千円が一般財源でございます。

次に、農業次世代人材投資事業でございます。国の新規農業者就農者に対する支援で、経営が安定するまで最長5か年支援金を給付するもので、今回、1名の方が対象となったことから補正をするものでございます。補正額150万円、全額道支出金でございます。

次に、江差町産業担い手育成支援でございます。資料は20頁をご覧ください。

新たに農業漁業を始めようとする担い手に対しまして、金銭的支援及び指導助言などをして育成を図るもので、町内在住の49歳以下の方で200日以上従事し、5年目までに生計が成り立つ、そういうような実現可能な計画策定となっていることなどの要件を満たした方に100万円を交付するものでございまして、先程の次世代人材投資で該当となった方に今回支給するものでございます。補正額は100万円、全額一般財源でございます。

次に、町道除雪対策です。町道の除雪に係る作業員の給料や重機の借上げ使用料、防雪柵設置の委託経費や除雪委託などの経費について補正をお願いするものです。補正額は4,251万4千円、全額一般財源でございます。

次に、江差港マリーナ施設整備でございます。資料は21頁をご覧ください。

事業の内容といたしましては、マリーナの設備の改修でございまして、資料にございますとおり、ボートリフターの制御盤、エキスパンドメタル、架台柱、休止装置と係船環の修繕工事でございます。地域づくり総合交付金の内定があったことから補正をお願いするものでございます。補正額は1,166万3千円、570万円が道の補助金で残り596万3千円が一般財源でございます。

次に、令和3年度学習支援用スキー用具整備でございます。株式会社ユーラスえさし

風力様からの寄付金を活用して、学校のスキー事業やスキーレッスンなどで使用しているスキー用具の更新をするもので、スキーセットとスキー靴50セットを購入するものでございます。補正額は207万5千円、190万が寄付金でございまして、残り17万5千円が一般財源でございます。

一般事業の合計では、補正額として8,082万6千円、国庫が1,045万5千円、道費が720万円、その他特定財源が190万円で、一般財源が6,127万1千円でございます。臨時交付金の事業も併せた補正額合計では、9,568万1千円となっているものでございます。

次に、35頁をお開き願います。第2表の繰越明許費の補正でございます。

事業といたしましては、橋梁長寿命化補修対策でございます。

内容といたしましては、第3椴川橋の架け替え、これでございますが、用地補償などに時間を要することとなりまして、年度内に事業完了できない見込みとなったことから、翌年度に繰越しをして予算を繰り越すものでございます。繰越しする額は1億7,320万円でございます。第8号につきましては、以上となります。

続きまして、議案第11号、一般会計補正予算の9号でございます。

議案書は、議案目次その2の5頁、それから、資料はNo.2の1頁をお開き願います。

追加で補正予算をお願いいたしましたのは、かもめ島法面崩落防止他工事でございます。

かもめ島北部の西防波堤と接する当たりの法面の一部が崩落しているのが確認され、一部、オーバーハングしている箇所も見受けられることから、利用者の安全を確保するため、崩落防止対策の工事を行うものがございます。

具体的には、当該法面の法切り工、それから落石防止ネットの設置などとなります。また、工事箇所付近の遊歩道の法面側の落石防止柵、金網でございますが、腐食してしまっておりまして、まったくなくなってしまう箇所もございますので、この落石防止柵も補修をいたします。更に併せて、遊歩道の海側手すりが大きく損傷している箇所があるため、こちらの方も併せて補修を行うものがございます。補正額は818万4千円、全額一般財源でございます。

次でございます。議案第12号、一般会計の補正予算の10号でございます。議案書は議案目次その3、3頁でございます。

まず、認定こども園補助（遊具整備）と常設保育所運営は同一の寄付金に係る補正でございますので、併せて説明させていただきます。

内容につきましては、江差経済同友会様からの寄付を財源に、町内保育園3園と認定こども園で室内遊具を整備するもので、町内保育園については、町予算の備品購入費で計上し、認定こども園については、補助金として交付するものがございます。補正額は認定こども園補助が25万円で、常設保育所費が75万円、いずれも、その他特定財源でございます。

次に、生涯スポーツ推進（スポーツ少年団活動補助）でございます。

北辰運輸様からの寄付金を財源とした事業で、小学校のスポーツ振興にということ

で、昨年度と同様スポーツ少年団活動に補助するものでございます。補正額は100万円で、その他特定財源でございます。補正額合計では、200万円全てその他特定財源でございます。

説明は、以上となりますので、宜しく願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

「飯田議員」

ちょっと。

(議長)

誰、はい。飯田議員。

「飯田議員」

ただ今、説明を頂きました中で、港湾管理費、江差港マリーナ施設整備の事業でございます。

これにつきましては2分の1補助事業でありますけれども、資料を見ましてもですね、色々、電気回りやら土木工事ありますけれども、主にですね、この港湾を使っている漁業者ではないと思いますけれども、団体等ありましたら答弁願いたい。

それと例えばですね、もしモーターボート関係等もおそらく利用されると思いますんで、これに伴うですね、係船料ですとか使用料、もし、ありましたら大体の金額でも宜しいですから、お答え頂きたいと思います。

それから3点目。この工事にあたってはですね、結構、電気工事やら土木工事やらありますけれども、全て地元の業者で施行は可能かどうか、お答え願いたいと思います。

3点です。

(議長)

はい。産業振興課長。

「産業振興課長」

マリーナの利用者の関係でございますが、以前に役場の裏側にあった、江差ボートク

ラブの皆さんがここに来て長い場を整備するという事で、マリーナに移転してもらったというのはご案内のとおりだと思います。そういった船揚げ場に元いたボートクラブの皆さん、あるいは江差のプレジャーボートのオーナーズクラブみたいな団体がありまして、その2団体が主に使っております。

また、最近マグロがですね、凄くこの沖合で取れるようになりまして、後志とかあちらの方の後志管内の方々のオーナーさんが、こちらの方に船を置いてですね、沖合で色々、マリンレジャーをしているという状況で、マリーナの状況につきましては、非常に今、利用者が増えているというところでございます。

それと料金の方は、今手持ちの資料がございませんので、後で準備しますが、今回の事業につきましては、地元の業者でやれる部分と少し技術的な観点でですね、マリーナの設置した経過から地元業者以外のところに発注を予定している物もでございます。ただいずれにしても、今日予算を付けてからですね、これから指名委員会なども踏まえて、業者をまず選定していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

「飯田議員」

資料の方は、後で分かったら教えて下さい。

「産業振興課長」

料金の方、後で資料渡したいと思います。

「飯田議員」

急な質問だからね。

(議長)

いいですか。飯田議員。

いいですか。

「飯田議員」

はい。いいですよ。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに一括採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに一括採決を行います。

議案第6号、議案第11号、議案第12号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第8号)、(第9号)、(第10号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号、議案第11号、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第24、議案第7号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第7号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、先程の一般会計でもございました、インフルエンザ予防接種支援に関する経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ161万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,696万6千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしましたので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）

補足説明いたします。議案5 1頁をお開き下さい。補正予算構成表で説明いたします。

インフルエンザ予防接種支援でございます。一般会計補正でも説明がありましたが、接種支援対象者のうち、国保被保険者の助成金となります。金額は1 6 1万7千円で、財源は道支出金が4 5万3千円、その他特定財源が1 1 6万4千円で、一般会計繰入金でございます。

ご審議方、宜しく願いいたします。

（議長）

はい。提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第7号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第25、議案第8号、令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」



議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第8号、令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、令和2年度の介護給付費負担金等の返還に関する経費の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,190万1千円を追加し、健康事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,941万5千円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額はサービス事業勘定と併せまして、歳入歳出それぞれ12億466万7千円となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

議案第8号、令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、私より、ご説明いたします。

議案書63頁の補正予算構成をご覧下さい。

事業名、令和2年度介護給付費負担金等返還でございます。介護保険会計の財源である国庫道費公費負担分は、毎年度終了後に清算事務が行われるもので、令和2年度の公費負担額を清算した結果、受領済額を清算額が下回ったために、生じた返還金の補正をお願いするものでございます。

議案書の71頁の方に記載がありますとおり、返還金1,190万1千円の内訳につきましては、国に対する返還金として、介護給付費分が359万7千円、地域事業費負担分が280万8千円。道に対する返還金として、介護給付費分が254万9千円、地域支援事業費分が167万2千円、介護保険料軽減道費分が2万4千円。

最後に、社会保険診療報酬支払基金から診療報酬支払基金の介護給付費分が15万6千円、同じく、地域支援事業費分が109万5千円となっており、補正予算財源は、全額一般財源で繰越金を充当するものとなっております。

ご審議方、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第8号、令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第26、議案第9号、権利放棄についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第9号、権利の放棄についてでございます。

江差町国民健康保険不当請求の返還について、裁判所による免責許可の決定の確定に伴い、未償還債権を放棄するため、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

議案書73頁をお開き下さい。議案第9号について、補足説明いたします。

国民健康保険の医療費不当請求返還金のうち、未償還となっている債権につきまして、債務者である魚住金婚湯医院院長、田上廣樹氏が廃業し、破産免責許可となったことにより、未償還分の債権回収が不能となったため、地方自治法の規定により、権利放棄の議決をお願いするものでございます。

ご審議方、宜しく願いいたします。

(議長)

はい。以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第9号、権利の放棄について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程27、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

同意第1号、教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に、檜山郡江差町字尾山町146番地14、加川千秋氏、昭和39年10月24日生まれ、56歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

同意第1号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立、全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(議長)

休憩をとります。

休憩 13:51

再開 13:53

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

そこで、飯田議員からの行政報告に対する答弁について、町長から答弁をお願いいたします。

「町長」  
議長。

(議長)  
町長。

「町長」

午前中に行政報告の中で、飯田議員からご指摘を頂いた件でございますが、一部、説明不足のところがありましたので、改めてご説明をさせていただきます。

今、配らせて頂きました行政報告ですけれども、4行目当たりから、少し訂正をさせていただきます。

打診を受けと書かれておりますが、その後にですね、町としてもぜひ、活用させていただきたいとの要請を行った、行った旨の内容を追加させていただきます。

改めてですね、打診を受けた後に町から要請を行い、協定の締結を行ったことにつきまして、ご報告とさせていただきます。

宜しくお願いします。

(議長)  
いいですか。

(「はい」の声)

(議長)  
いいですか。

それでは、休憩を閉じて再開します。

(議長)

次に、日程第28、発議第1号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外、国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第1号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、同数によって、議長の判断は賛成でありますので、よって発議第1号については、原案のとおり決定いたしました。

(議長)

次に、日程第29、発議第2号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第2号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、同数でありますので、賛成同数により、議長の判断は賛成でありますので、よって発議第2号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第30、発議第3号、国の責任による20人学級を展望した少人数学級のさらなる前進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第3号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

同数により、議長の判断は賛成でありますので、よって発議第3号については、原案

のとおり決しました。

(議長)

日程第31、発議第4号、特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出を議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第4号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

同数により、議長の判断は賛成でありますので、よって発議第4号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第32、発議第5号、大学生等への給付奨学金制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第5号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

同数が、本当に。

同数により、議長の判断は、賛成でありますので。

(「少数です」)の声

(「議事進行、違う」)の声

(「少数です」)の声

(議長)

少数、よって発議第5号については、否決されました。

(議長)

日程第33、発議6号、第6号だ。国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出を議題といたします。

お諮りします。

本案について、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第6号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

全員であります。

よって、第6号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第34、発議第7号、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書の提出を議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、発議第7号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって発議第7号について、原案のとおり決しました。



(議長)

日程第35、発議第8号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第8号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって発議第8号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第36、発議第9号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、発議第9号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって発議第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第37、発議第10号、かもめ島周辺の拠点化に関する事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。

ただ今、議題となりました発議第10号については、会議規則第39条の規定により

所管の総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、本案については、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

日程第38、発議第11号、学校施設整備に関する事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。

ただ今、議題となりました発議第11号については、会議規則第39条の規定により、所管の社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

以上で、本定例会の議会に付議された案件は、全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和3年、第3回江差町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さんでした。

協力ありがとうございました。

閉会 14:03

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員